

陳 情 文 書 表

(産業観光局)

受 理 番 号	4 8 9 7	受理年月日	令和 8 年 9 月 8 日
件 名	子供の看護のための有給休暇制度の導入支援		
要 旨	京都の出生率は年々低下している。その理由の一つとして、働きながら子育てをする親にとって、子供が病気になった際の対応が大きな負担になっていることが考えられるのではないかな。 私の娘が通っている保育園では、子供が発熱した場合、熱が平熱に戻ってから24時間が経過するまで登園することができない。そのため、比較的軽い病気であっても、親が仕事を数日間休まなければならない場合がある。 会社には子供の看護のための休暇制度（無給）があるが、私自身の経験からすると、無給の休暇では、収入を減らしてまで休むことが難しく、現実的な解決策にならない場合も多いと思う。 そこで、病気や発熱などの子供の看護を目的として、一定の日数を有給で取得できる制度を、京都市独自の支援制度として導入することを検討していただきたいと思う。 このような制度があれば、親は収入への不安を抱えることなく、安心して子供の看護をすることができる。また、子育てと仕事を両立しやすい環境を整えることは、子育て世代の負担を軽減し、少子化対策の一助にもなるのではないかと考えている。 ついては、一人の子育て世代の市民として、京都市がこのような支援について検討することを願う。		
陳 情 者			
回付委員会	産業交通水道委員会		